

第3 個別取組事項

権限の強化支援

1 県と市町村の役割分担の見直し

(1) 現状と課題

市町村と県の事務については、地方自治法では以下のように規定している。

・第2条第2項

普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

・第2条第3項

市町村は、基礎的な地方公共団体として、第5項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。ただし、第5項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

・第2条第5項

都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第2項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。

「広域性」や「一般の市町村が処理することが適当でない」という基準は、市町村の規模・能力に応じて相対的で、かつ判断の余地が広い概念である。これにもとづく明確な区分は困難であり、事務の一つひとつについて、判断していく必要がある。

地方分権の観点からは、市町村で実施可能な事務は、できる限り市町村で実施するのが原則である。県が実施している事務の中で、地域や住民に身近な事務など、市町村が実施した方が望ましい事務はある。

これらについて、法令において知事の権限とされている事務については、権限移譲の問題として対応する。法令の権限以外の、例えば、啓発、情報提供、相談などの行政サービスについても、同様の検討が必要である。

県が実施している事務の中で、本来は、市町村が実施した方が望ましいものであり、かつ同種の事務を、市町村も実施している場合は、「二重行政」の問題となる。

「二重行政」は、いわゆる棲み分けができていない場合には、サービスが

手厚くなる場合など、必ずしも一様に問題というわけではではないが、地方分権の観点からは、市町村が実施できるものは市町村に委ねるのが原則である。行政サービスの低下を招かないようにしながら、県が手を引くことも必要である。

本来は市町村が実施した方が望ましい事務のうち、現在は、市町村が実施していないものについては、市町村で実施できるような環境づくり(市町村の取組支援等)を行いながら、徐々に市町村に委ねることが必要である。

ただし、「事務分担」や「二重行政」については、実態を把握したものがなく、県・市町村とも必ずしも認識が十分ではないこと、見直しの手法が難しいことなどの問題がある。

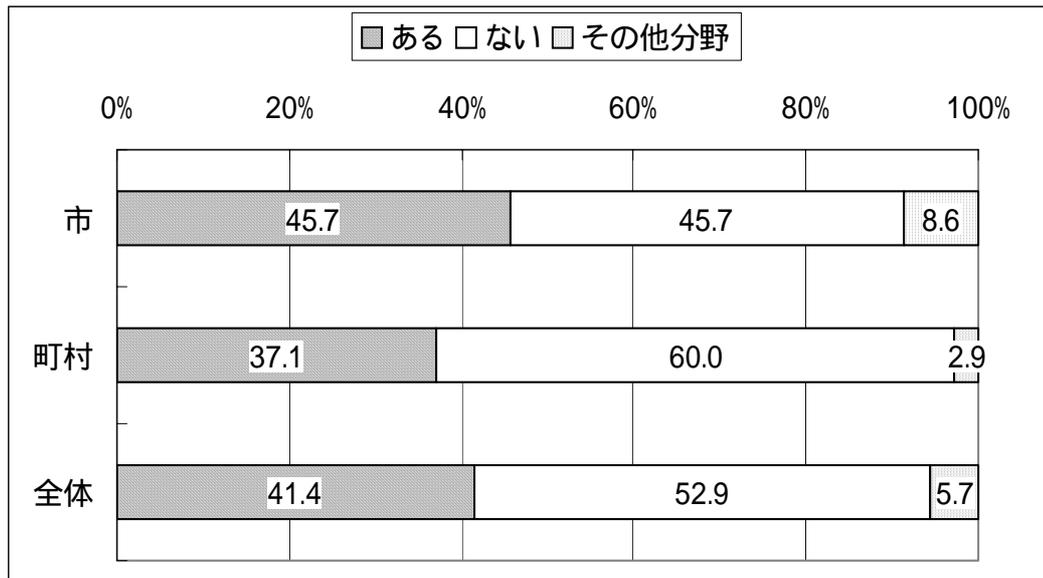
これらの根本的な要因は、そもそも県と市町村の事務分担(役割分担)が明確でないことであるため、これを明確にしておくことが先決であり、最も重要なことである。

「環境教育・環境保全活動」「健康づくり」など12の分野を挙げ、二重行政を感じる分野があるかどうかを市町村に聞いたところ、41.4%が「ある」と回答し、52.9%は「ない」と回答している。

市・町村別に見ると、市は45.7%が「ある」と回答し、町村では37.1%が「ある」と回答している。

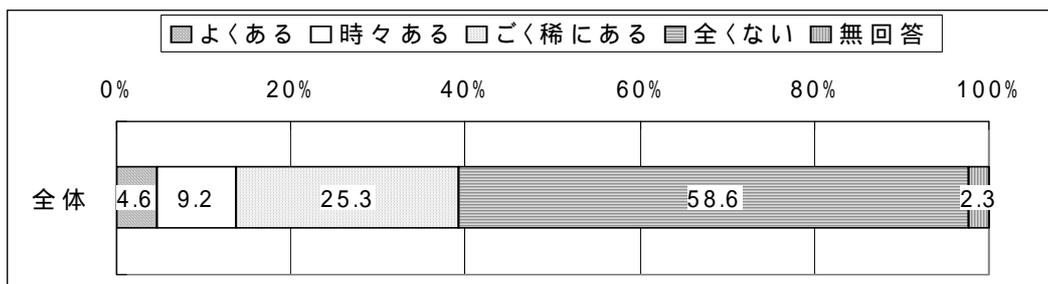
また、市では上記の12分野以外の「その他分野」で「ある」との回答が8.6%、市では54.3%(45.7+8.6)が何らかの分野で二重行政を感じている。

図 二重行政を感じる分野の有無(構成比)[市町村]



一方、県庁各課では、「よくある」が4.6%、「時々ある」が9.2%、「ごく稀にある」が25.3%、従って、二重行政を感じているのは39.1%(4.6+9.2+25.3)、「全くない」は58.6%で、市町村、県ともある程度の認識を持っている。

図 二重行政を感じることもあるか(構成比)[県]



(「市町村の自律拡大に関するアンケート調査」)

(2) 基本方針(自律拡大の視点)

県と市町村の望ましい役割分担を明確にした上で、個々の事務のあり方を点検する。

市町村が実施したほうが望ましい事務については、市町村の取組支援などの環境づくりや、移譲・移管の仕組みの構築を行いながら、市町村へ委ねていく。

(3) 取組事項

項目	実施時期	内容
< 既存の取組 >		
行政評価による役割分担の点検と施策・事業の見直し	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、行政評価を実施し、評価対象となるすべての事務・事業について、県と市町村等の役割分担も含めて、その必要性を点検・評価し、必要に応じ見直しを実施する。
< 新規の取組 >		
県・市町村地方分権推進会議の設置・検討	19年度から	<ul style="list-style-type: none"> 県と市町村の連携をもとに、役割分担の見直しなど地方分権をさらに推進するための会議を開催する。 地方分権に関する県の考え方や取組の説明、市町村の意見の把握等を行う。 想定されるテーマは「役割分担の見直し」、「権限移譲の推進」、「関与・義務付けの廃止・縮小」など。

<p>県と市町村のあるべき役割分担の検討</p>	<p>19年度から</p>	<p>・「地方分権改革推進法」のもとでの、国と地方の役割分担の見直しと連動し、県と市町村の事務の現状把握や役割分担のあり方を検討する。</p>
<p>個別計画・指針等における役割分担の見直し</p>	<p>19年度以降</p>	<p>・行政分野別に策定されている計画・指針等の策定・改訂時に、施策・事務事業のあり方を点検し、県と市町村との役割分担について見直す。</p>